

大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第 29 号

大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関
する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例
施行規則（平成 25 年大和市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「第 10 号、第 37 号及び第 45 号から第 50 号」を「第 9 号、第 11 号、
第 38 号及び第 46 号から第 51 号」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。